

## 新型コロナウイルス感染症の本市の対応状況について

### 1. 学校に関すること

#### (1) 再開に向けたスケジュール（小中学校）

日	月	火	水	木	金	土
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           分散登校の実施（段階的再開）            児童生徒が学校生活に慣れることを第一とする         </div>						
24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <u>学校の再開</u>            5月25日～5月29日は午前中まで         </div>						
31日	6月1日	2日	3日	4日	5日	6日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <u>通常授業</u>            6月1日～         </div>						

※ 特別支援学校については、5月22日までを再開に向けた準備期間とし、小中学校と同様5月25日から学校を再開する。

#### (2) 再開にあたっての対応

- 「健康チェックリスト表」を活用して、家庭と連携した児童生徒の健康観察を行うとともに、今回新たに作成した「保健マニュアル」に沿って感染予防策を行い、学校・園での感染症拡大防止を図る。
- 児童生徒の学習については、授業時数の確保のため、夏季休業日を8月6日から8月16日までの11日間に、冬季休業日を12月26日から1月4日までの10日間にするなど、長期休業日を短縮する。
- また、例年どおりの三学期制では、第1学期の期間が短く学習に係る評価・評定が困難であることなどから、今年度に限り、前期を4月1日から10月16日、後期を10月17日から3月31日までとする、二学期制を実施することとした。

## 2. 図書館に関すること

### (1) 再開に向けたスケジュール

状況を見ながら、段階的に提供するサービスを拡大していく。

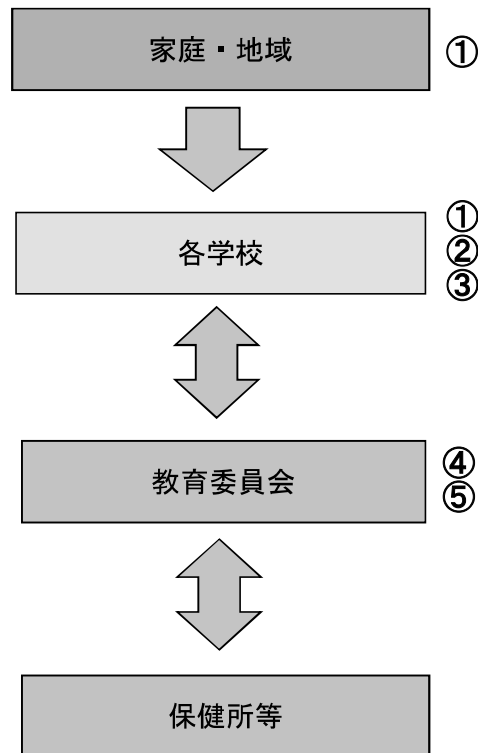
図書館の状態	開始時期	提供するサービス	サービスの具体例
臨時窓口開設	5月20日 ～ ※貸出業務は準備が 整い次第実施予定	<u>対人接触の時間や距離を最小限に抑える</u> 工夫をした上で提供するサービス	・予約本の受け渡し ・CD/DVD 等の返却 対応
貸出業務実施		<u>館内への滞在時間や人数を制限した</u> 上で提供するサービス	・書架での本選び ※閲覧は不可
閲覧再開	6月予定	同上	・座席数を間引いて の閲覧

## 市立学校における安全体制の構築について（学校・幼稚園における保健マニュアル概要）

### 概要

- 誰もがウイルスを保有している可能性があり、学校内への侵入をゼロにすることは科学的に不可能。また、今後、長期にわたる対応が必要。
- 今後の学校再開に向けて、各学校の安全体制を構築するため、以下のような体制構築を図るもの。

### 体制



#### ① ヒトがウイルスを校・園内に持ち込まない体制

- ア 家庭での感染予防対策の依頼  
自宅での毎朝の健康観察の徹底（学校から配布した「健康チェックリスト表」を活用）  
発熱・咳・のどの痛み等の風邪の症状がみられる場合は、自宅での休養を要請  
家庭でもこまめな手洗いや十分な睡眠・バランスの取れた食事を心掛けるよう指導
- イ 「健康チェックリスト表」は、児童生徒が登校してきた時、校門に入って、下足室に入る前までの間で実施（渡り廊下等を利用）

#### ② 知らないうちに持ち込まれたウイルスが校・園内で増幅しない体制

- ア 学校医等の専門家と連携し、学校の環境整備について適宜助言を受ける
- イ 児童生徒・教職員に対し、手洗い・マスク着用の徹底。1時間に1回以上換気を実施
- ウ 教室等のドアノブ・スイッチなど児童生徒が触れる場所は、教職員が1日1回以上消毒を実施
- エ 日常的な掃除における留意点の遵守（トイレ掃除は教職員が実施など）
- オ 教職員の健康管理や職員室内の環境管理の徹底

#### ③ 校・園内のヒトからヒト感染の可能性を早期に把握する体制

- ア 朝の健康観察結果を管理職が集約し、校・園内での感染を早期に把握
- イ 発熱者（感染の疑いがある者）への別室対応

#### ④ 校・園内のヒトからヒト感染を早期に抑制する体制

- ア 「クラスター対策事前調査チーム」が発生した段階から濃厚接触者を早期に特定し、PCR検査を実施
- イ 学校・園関係者に感染者が出た場合は、速やかに学校・園の消毒・学校閉鎖等を実施
- ウ 感染者又は疑いのある者等については、出席停止等の取扱いを実施

#### ⑤ 困ったときに相談できる体制

- ア 児童生徒・教職員の心のケア
- イ 教育委員会に感染症対策の相談部署を置き、保健所等の専門機関と連携